

ふるさと鹿屋の応援者
 をご紹介ください！
 ふるさと納税！

広報かのや5月13日号に
 昨年度の寄附状況を報告し
 ましたが、さらに「ふるさと
 と鹿屋応援寄附金（ふるさと
 と納税）」へのご協力をい
 ただくため、県外在住のご
 親戚やご友人等をご紹介く
 ださい。

ご紹介いただいた県外在
 住の皆さんには「ふるさと
 納税に関するパンフレッ
 ト」を送付しますので、送
 付先をご連絡ください。詳
 しくは、お問い合わせくだ
 さい。

市民の皆さんのご協力を
 お願いいたします。

ふるさと・かのや応援サイト
http://www.e-kanoya.net/htmlbox/kikaku/furusato_nouzei.html

※「紹介者カード」につい
 ては、市ホームページか
 らダウンロードできま
 す。

【問い合わせ】
 市企画調整課（3階）
 ☎0994・31・1125

健康増進課からのお知らせ

一般健康相談
 自分や家族の健康に関す
 る不安なことについて、保
 健師や栄養士が相談に応じ
 ます。

相談日
 市保健相談センター・輝
 北総合福祉センター 6
 月22日（月）
 吾平保健センター 6月
 15日（月）
 串良ふれあいセンター 6
 月12日（金）

時間 9時30分～11時30
 分と13時～15時

※市保健相談センターは9
 時から行います。

内容 栄養、運動、休養、
 歯科に関する相談、血圧
 測定、尿検査

こちらの健康相談日
 こちらの健康づくりや病
 気について、相談員や保健
 師が相談に応じます。

日時 6月22日（月）の
 9時～11時30分と13時～
 15時

場所 市保健相談センター

健康増進課
 市健康増進課
 ☎0994・41・2110

リナシアター
 映画情報
 映画「島田洋七の佐賀
 のがばいばあちゃん」

【問い合わせ】
 上映期間 6月6日（土）
 ～26日（金）
 上映時間（112分）
 ①10時 ②13時 ③16時

鑑賞料
 一般 1,800円
 高・大学生 1,500円
 中学生以下 1,000円
 60歳以上 1,000円

※上映時間、鑑賞料は変更
 する場合があります。

【問い合わせ】
 （株）まちづくり鹿屋
 ☎0994・35・1001

**路線バス（百引発り鹿
 屋行き）の始発地を一
 部変更**

百引発り鹿屋行き（6時
 45分発）の路線バスは、6
 月22日（月）から、始発地
 を百引支所前停留所（輝北
 総合支所前）に変更します。
 ぜひ、ご利用ください。

停留所名	変更前	変更後
百引支所前		06:42 発
百引上町		06:43
中町		06:43
百引	06:45 発	06:45
↓	↓	↓
鹿屋	07:35	07:35

※日曜・祝日はこれまで通
 り百引発です。

【問い合わせ】
 市企画調整課（3階）
 ☎0994・31・1125

**河川愛護作業における
 草刈機の混合油を支給**

県では、河川愛護団体へ
 の支援措置として、河川愛
 護作業における草刈機の混
 合油を1団体につき10リッ
 トル以内で支給していま
 す。

【問い合わせ】
 市企画調整課（3階）
 ☎0994・31・1125

**「ジャンボ！アフリカ
 ソンフェスタ」を開催**

市国際交流協会では、ア
 フリカへの理解を深めても
 らおうと「ジャンボ！アフ
 リカソンフェスタ」を開催し
 ます。アフリカの音楽や文
 化に触れてみませんか。
 ぜひ、ご来場ください。

【問い合わせ】
 市道建設課（4階）
 ☎0994・31・1128

日時 6月20日（土）
 昼の部 13時～16時10分
 夜の部 17時40分～21時
 10分

場所 リナシアターのや
 3階ホール及び1階ガラ
 リア

内容
 ○国際理解映画「チョコ
 ラ！」上映
 ○ライブ&トークショー
 （親指ピアノ奏者サカキ
 マンゴー氏）
 ○講演会（アフリカ・ケニ

みょうずばる 移動考古展「名主原遺跡展」

市では、市内の各地域を巡回しながら遺跡を紹介する『移動考古展「名主原遺跡展」』を開催します。

この遺跡は吾平町麓で発掘されたもので、移動考古展では、県内で最もたくさん見つかった石包丁や、人物の描かれた土器片、布の付着した刀子等の実物展示やパネルなどを展示します。

ぜひ、ご来場ください。

開催日程

場 所	期 日	時 間
西原地区学習センター	6月8日（月） ～19日（金）	9時～17時
市立図書館	6月24日（水） ～7月10日（金）	9時～17時
東地区学習センター	7月15日（水） ～28日（火）	9時～17時

※これ以降も11月中旬まで市内を巡回します。日程は、広報かのや等でお知らせします。

【問い合わせ】 市文化課（6階） ☎0994-43-2111 内線3604

特定不妊治療費助成事業のお知らせ

市では、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを推進するため、不妊治療を受けている人に治療費の助成を実施しています。

●対象となる治療
 配偶者間での体外受精及び顕微授精（医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中止した場合についても、卵胞が発育しない等により卵子採取以前に中止した場合を除き、助成の対象となります）

●助成額
 年度当たり10万円が限度（通算5年間）
 ※以前、他の市町村から同様の助成を受けている場合は、それも通算年数に含みます。

●申請方法
 治療終了後1年以内に必要書類を直接持参して、提出してください。
 ※必要書類など、詳しくはお問い合わせください。

【問い合わせ・申請先】
 市健康増進課 ☎0994-41-2110